

輪島市監査公表第 25 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、  
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月14日

輪島市監査委員 渋 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月3日（金） 選挙管理委員会事務局

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渥 良作

輪島市監査委員 中山 勝

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度監査資料（平成26年4月から8月まで）及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○ 平成27年4月29日任期満了となる石川県議会議員選挙に向け、各種事務に取り組んでいる。選挙事務従事者（立会人）の確保については、若い世代の方に、政治や選挙の関心を持っていただき身近なものと感じてもらうためにも、公募も検討していることが伺われた。各選挙事務においては、正確性・迅速性を重視し、円滑に管理執行されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。